

北秋田市ハッピーウェディング住まい応援事業補助金交付要綱

令和4年3月31日告示第27号
改正 令和5年3月31日告示第49号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新婚世帯に対して、住宅取得費用、住宅のリフォーム費用及び住宅賃借費用並びに引越費用に係る経費を支援し、経済的不安の軽減を図ることにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、北秋田市補助金等交付要綱（平成17年北秋田市告示第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 事業実施年度の4月1日から、事業実施年度末日までの間（以下「事業期間」という。）に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住宅取得費用 事業期間において、婚姻を機に新たに住居を購入する際に要した費用で、領収書や売買契約書、工事請負契約書等により支払った金額や契約内容が確認できるものをいう。なお、婚姻日より前に取得した住宅にあつては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した住宅の取得費用とする。
- (3) 住宅のリフォーム費用 事業期間において、婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用で、領収書や工事請負契約書、請書等により支払った金額や契約内容が確認できるものをいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。なお、婚姻日より前に実施したリフォームにあつては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施した当該住宅のリフォーム費用とする。
- (4) 住宅賃借費用 事業期間において、物件の賃借に係る賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料に要した費用で、領収書や賃貸借契約書等により支払

った金額や契約内容が確認できるものをいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は当該住宅手当に相当する額を、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けている場合は当該支援額に相当する額を、それぞれ対象となる費用から控除する。また、次のいずれかに該当する場合にあっては、それぞれ次に定める費用とする。

ア 夫婦の一方が婚姻日前に賃貸借契約し居住していた住宅に、他方が後に同居した場合 住民票、賃貸借契約書等により同居を確認できた日以後に支払った費用

イ 夫婦の双方が婚姻日前から同居していた場合 婚姻日後に支払った費用

ウ 婚姻を機に新たに物件を賃借する場合 住民票、賃貸借契約書等により婚姻を前提に同居していることがわかる場合において、同居開始日または賃貸借契約日以後に支払った費用

- (5) 引越費用 事業期間において、婚姻に伴い引越しに要した費用で、引越業者又は運送業者への支払いに係る実費で、領収書等により支払った金額や内容が確認できるものをいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 夫婦共に婚姻日（婚姻届を提出した日又は受理された日をいう。以下、同じ。）における年齢が39歳以下であること。
- (2) 申請の時点で発行されている直近の所得証明書又は非課税証明書（以下「所得証明書等」という。）を基に算出された夫婦の所得を合算した額が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書等をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額とする。
- (3) 申請日において、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が北秋田市にあり、かつ住宅取得費用、住宅のリフォーム費用及び住宅賃借費用並びに引越費用に係る住居の所在地となっていること。

- (4) 夫婦の双方又は一方が、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (5) 夫婦のいずれかが、北秋田市結婚生活応援金の交付（申請中又は交付予定を含む。）を受けたことがないこと。
- (6) 夫婦の双方に、本市に納付すべき市税、使用料その他の滞納がないこと。
- (7) 夫婦の双方が反社会的勢力等の構成員ではないこと及びこれらの者と密接な関係を有していないこと。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、事業期間において支払われた住宅取得費用、住宅のリフォーム費用及び住宅賃借費用並びに引越費用を合わせた額（以下「補助対象経費」という。）を対象として、夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の場合にあっては60万円、それ以外の場合にあっては30万円を上限とし、予算の範囲内で補助する。

- 2 前項に規定する補助金の額に千円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。
- 3 補助対象経費について他の補助金等の交付を受けている場合は、その額を控除する。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北秋田市ハッピーウェディング住まい応援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業期間の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 戸籍謄本もしくは婚姻届受理証明書（婚姻日及び夫婦の生年月日が確認できるもの）
- (2) 夫婦の所得証明書等（申請の時点で発行されている直近のもの）
- (3) 夫婦の住民票（ただし、住民登録情報を市長が確認することに同意した場合は省略することができる。）
- (4) 夫婦の納税証明書（ただし、市税の納付状況を市長が確認することに同意

した場合は省略することができる。)

- (5) 住宅の売買契約書、工事請負契約書等及び領収書の写し（住宅取得費用の場合）
- (6) 住宅の工事請負契約書、請書等及び領収書の写し（住宅のリフォーム費用の場合）
- (7) 住宅の賃貸借契約書等及び領収書の写し（住宅賃借費用の場合）
- (8) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住宅賃借費用の場合）
- (9) 引越しに係る領収書の写し（引越費用の場合）
- (10) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（貸与型奨学金を返済している場合）
- (11) 他の補助金等の交付の内容が確認できる書類（補助対象経費について他の補助金等の交付を受けている場合）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定及び確定通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、北秋田市ハッピーウェディング住まい応援事業補助金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 前条により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、速やかに北秋田市ハッピーウェディング住まい応援事業補助金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付対象者から請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第9条 交付対象者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第10条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、交付対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 交付対象者は、報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第49号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。